

実質化された東長野地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	東長野地区(東長野集落)	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	22.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、1.2ha多くなることが懸念される。また、高齢化に伴い、農道や水路の維持管理など農作業に従事していく人が減少していくため、集落内の後継者を含め、新たな人員の確保が必要となる。
有害鳥獣の被害が多く、対策が必要である。また、水稻だけでは収益性が低いため、地域の特性を生かした園芸作物の導入を図る必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の遊休農地の発生を防止するため、高齢化に伴い、離農や、経営規模縮小する農業者がいる場合は、中心経営体である認定農業者2経営体と基本構想到達者1経営体に農地の集約化を図っていくほか、後継者を含め、新たな担い手の受け入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	経営者・ 代表者 の年齢	後継者 の有・ 無	現状		今後の農地の引受けの意向		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	3経営体				14.9 ha		14.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構の活用方針

高齢化に伴い、離農や経営規模を縮小する農業者がいる場合は、必要に応じて活用する。

作物生産に関する取組方針

小麦とWCSや、飼料作物の作付に加えて、水稻との二毛作を行い農地の高度利用を図る。
関係機関等から情報提供を受けながら、地域の特性にあった園芸作物を検討し、取り組む。
りんごの加工品開発等の6次産業化に加えてりんごの販路拡大に取り組む。
肉用牛については、自給飼料の生産を増やし、経費の削減に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

生産性の合理化に関する取組方針

水稻、麦については、共同機械等を購入し作業の省力化を図る。